

議案第26号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

上越市長 小菅 淳一

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年上越市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第3条中「632,600円」を「650,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。